

事業主行動計画策定指針の一部を改正する告示案について（概要）

令和 4 年 11 月 4 日
内閣府男女共同参画局

1. 改正の趣旨

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（令和 4 年 6 月 3 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（特定事業主）について、民間（常時雇用する労働者 301 人以上の事業主）と同様に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）に基づき、職員の給与の男女の差異の公表を行うこととされたことを踏まえ、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号）の改正を行うとともに、事業主行動計画策定指針（平成 27 年内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省告示第 1 号）についても、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 法第 19 条第 3 項に基づく「職員の給与の男女の差異」の状況把握は、「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとめりに把握するほか、これらを総計した全職員に係る状況を把握することとする。加えて、「任期の定めのない常勤職員」については、役職段階別及び勤続年数別による職員の給与の男女の差異の状況を把握することとする。（第 3 部第 3 の 2（2）関係）
- (2) 法第 21 条に基づく「職員の給与の男女の差異」の情報公表については、以下の事項について、内閣府男女共同参画局長、内閣官房内閣人事局人事政策統括官及び総務省自治行政局公務員部長の定める方法によって算出し、公表するものとする。（第 3 部第 3 の 6（2）関係）
 - ・「任期の定めのない常勤職員」及び「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のまとめりと職員の給与の男女の差異の実績のほか、これらを総計した全職員に係る給与の男女の差異の実績
 - ・「任期の定めのない常勤職員」について、役職段階別及び勤続年数別による職員の給与の男女の差異の実績
- (3) その他、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令と同様の経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール

令和 4 年 12 月中旬 公布（予定）
令和 5 年 4 月 1 日 施行（予定）